

定額電灯・公衆街路灯Aにおける新料金区分

新料金区分について

これまでの「20ワットまで」の電灯料金を細分化し「10ワットまで」を新たに新設しました。

＜料金区分細分化のイメージ＞

これまでの料金区分
(平成23年11月30日まで)

新しい料金区分
(平成23年12月1日から)

	定額電灯	公衆街路灯A
20ワットまでの1灯につき	101円43銭	90円72銭

	定額電灯	公衆街路灯A
10ワットまでの1灯につき	68円57銭	61円11銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	101円43銭	90円72銭

定額電灯・公衆街路灯Aの電気料金

平成23年12月1日以降の、定額電灯・公衆街路灯Aの電気料金は以下のとおりです。

＜需要家料金＞※**従来と変更ありません。**
需要家料金は、1月につき次のとおりいたします。

定額電灯	公衆街路灯A
73円50銭	66円15銭

＜小型機器料金＞※**従来と変更ありません。**
各契約負荷設備ごとにその容量に応じ、1月につき次のとおりいたします。

	定額電灯	公衆街路灯A
50ボルトアンペアまでの1機器につき	184円28銭	165円38銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	303円45銭	271円95銭
100ボルトアンペアをこえる1機器ごとに100ボルトアンペアまでごとに	303円45銭	271円95銭

＜電灯料金＞
電灯料金は、各負荷設備ごとに1月につき次のとおりいたします。

	定額電灯	公衆街路灯A
10ワットまでの1灯につき	68円57銭	61円11銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	101円43銭	90円72銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	167円16銭	149円94銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	232円89銭	209円16銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	364円35銭	327円60銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	364円35銭	327円60銭

※電灯料金および小型機器料金は、燃料価格の変動に応じて燃料費調整額を加算あるいは差し引きます。

(燃料費調整額算定の際に適用する基準単価については、参考2を参照)

※電気料金を算定する際は、太陽光発電促進付加金を加算します。

(太陽光発電促進付加金算定の際に適用する太陽光発電促進付加金単価については、参考3を参照)